

○国土交通省告示第四百六十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第十二条第二十五項の規定に基づき、国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

平成十八年三月三十一日

国土交通大臣 北側 一雄

地方税法施行令附則第十二条第十九項に規定する国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附 則（平成十八年国土交通省告示第四百六十五号）

この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年国土交通省告示第二百七十三号）

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年国土交通省告示第二百八十二号）

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年国土交通省告示第五百五十二号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年国土交通省告示第四百八十七号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。